

インターネット公売のお知らせ

市では、滞納整理により差し押さえた動産を「インターネット公売システム」を利用して公売を行います。

公売手続きや公売物件など詳しくは、収税課(本庁舎二階)で配布する「川越市動産公売案内」または市ホームページをご覧ください。

公売物件：油彩画一点(額装 F10号)

参加申込期間：3月1日(月)、午後5時まで

入札期間：3月5日(金)の午後

1時～8日(月)の午後1時

問い合わせ

収税課特別滞納整理担当

TEL 224-5694

引越しのときは水道の届け出を

引越しなどで水道の利用を始めるとき、やめるときは届け出が必要です。電話・インターネット・ファクス(市ホームページから様式をダウンロードできます)でご連絡ください。



また、利用を始めるときは玄関ドアや郵便受けなどに置いてある「川越市給水装置使用開始届」のハガキでも手続きできます。必要事項を記入し、ポストに投かんしてください。

問い合わせ：料金課

TEL 223-3065

FAX 223-3078

重度心身障害者に対する助成制度

3月31日で、重度心身障害者介護保険介護サービス利用者負担助成事業が終了

重度心身障害者医療の受給資格を持ち、介護保険の要介護・要支援認定を受けた方に、医療系介護サービスを利用した際の利用者負担額の一部を助成する同事業は、3月31日(水)で終了します。この助成を受けるためには、3月31日ま

でに資格登録が必要です。資格登録について詳しくは、医療助成課(本庁舎二階)にお尋ねください。

なお、平成17年4月1日から同22年3月31日までに利用した対象サービスは、負担額を支払った月の翌月から起算して五年以内であれば助成の対象となります。

重度心身障害者医療費支給制度の申請を

身体障害者手帳一級～四級、療育手帳(A・B所持者または後期高齢者医療広域連合による障害認定者(65歳以上で精神障害者保健福祉手帳一、二級所持者または障害年金一、二級の裁定を受けている方)を対象に、保険診療による一部負担金などの医療費を助成しています。

まだ登録申請をしていない方は、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・障害年金証書のいずれか一つと、健康保険証・預(貯)金通帳・印鑑を持参し、医療助成課で手続きをしてください。

問い合わせ：医療助成課

TEL 224-5842

廃車の手続きはお早めに

軽自動車や二輪車などにかかる軽自動車税は、四月一日の基準日に登録していると、税金がかかります。廃車(登録を抹消)する場合は、基準日前までに市民税課(本庁舎二階)で手続きしてください。

原動機付自転車(一二五cc以下)・小型特殊自動車

持持物：ナンバープレート・印鑑・標識交付証明書

なお、次の車種は各窓口で手続きしてください。

●二輪の軽自動車(一二五ccを超え二五〇cc以下)・二輪の小型自動車(二五〇ccを超える) Ⅱ関東運輸局埼玉運輸

支所沢自動車検査登録事務所(所沢市牛沼六八八-一)・TEL 050-5540-2029

●軽自動車(三輪・四輪) Ⅱ軽自動車検査協会埼玉事務所(所沢支所(三芳町北永井三六〇-三)・TEL 258-8011)

問い合わせ：市民税課税制担当・TEL 224-5637

事業所税の申告を忘れずに

事業所税とは、都市環境の整備・改善に充てられる目的税です。事業所などにおいて事業を行う法人・個人で、市内の事業所などの床面積が一平方メートルを超える場合、または市内にある事業所の従業員数が百人を超える場合に課税されます。

なお、床面積が八百平方メートルを超え一千平方メートル以下の場合、または市内にある事業所の従業員数が八十人を超え百人以下の場合には課税されませんが、申告の義務が生じます。

問い合わせ：市民税課税制担当・TEL 224-5637



集合狂犬病予防注射 登録日程



実施時間
(雨天決行)

午前＝午前9時30分～11時30分
午後＝午後1時～3時



* 既に登録している犬の飼い主へのお知らせハガキは、3月上旬に発送します。

* 市と獣医師会で行う集合狂犬病予防注射は、この日程がすべてです。

* ㊦は、大東南公民館からの変更です(左図参照)。

集合狂犬病予防注射 のお知らせ

生後三か月(九十一日)以上の犬は、狂犬病予防法により、生涯一度の登録(鑑札を交付)と毎年一度の狂犬病予防注射が必要です。

集合狂犬病予防注射を左記の日程で行います。都合の良い会場へお越しください。

* 事故防止のため、犬を制御でき、犬の健康状態が分かる

方が連れてきてください。また、首輪や胴輪などは、抜けないようにしてください。

料金：新規登録犬 六千三百円(登録料+注射料金+注射済票交付手数料)▼既登録犬 三千三百円(注射料金+注射済票交付手数料)

注意点

犬の体調が良くない場合、会場での予防注射はできません。また、集合注射会場では次の受け付けはできません。

4月7日(水)	午前	大笠自治会館(笠幡)
	午後	笠幡公園
8日(木)	午前	雀ノ森氷川神社(新宿町1丁目)
	午後	寿町1丁目集会所
9日(金)	午前	芳野公民館
	午後	古谷公民館
12日(月)	午前	砂新田2丁目自治会集会所
	午後	氷川神社(砂)
13日(火)	午前	J A いるま野日東支店(大袋新田)
	午後	南台ふじみ公園 [㊦]
14日(水)	午前	御伊勢塚公園
	午後	東急ニュータウン自治会館(霞ヶ関東5丁目)
15日(木)	午前	市民ランド駐車場
	午後	浄国寺裏公園(山田)
16日(金)	午前	小堤集会所
	午後	下小坂自治会館
19日(月)	午前	ジョイフル
	午後	福原公民館
20日(火)	午前	川越水上公園プール入場口
	午後	熊野神社(今成3丁目)
21日(水)	午前	メルト
	午後	霞ヶ関北出張所
22日(木)	午前	寺尾公民館
	午後	熊野町公園
23日(金)	午前	浅間神社(富士見町)
	午後	中央公民館
26日(月)	午前	かすみ野自治会館
	午後	的場たぬき山公園
27日(火)	午前	氷川神社(並木)
	午後	南古谷公民館
29日(祝)	午前	保健所

- ① 市外からの転入手続き
- ② 新規登録申請(会場です予防注射をする場合を除く)
- ③ 獣医師が発行した「狂犬病予防注射済証」に基づき、注射済票交付手続き
- ④ 鑑札および注射済票の再交付申請

こんなときは手続きを

● **犬が市外から転入した場合**
前住所地の鑑札を持参し、食品・環境衛生課で手続きをしてください。

● **犬が死亡した場合・犬が市外へ転出する場合**
電話などで食品・環境衛生課へ連絡してください。転出の場合、転出先の市区町村でも手続きが必要です。

● **犬の所有者が変わった場合**
犬が引き続き市内にいる場合は、所有者変更の連絡をしてください。鑑札はそのまま使用できます。市外の場合は、「犬が市外へ転出する場合」と同じです。

● **左記の日程中に狂犬病予防注射ができない場合**
動物病院です予防注射を済ませ、「狂犬病予防注射済証」と手数料を持参し、食品・環境衛生課で注射済票交付手続きをしてください。

● **手数料**：新規登録犬 三千五百円
▼既登録犬 五百円
お問い合わせ：食品・環境衛生課・TEL 227-5103